様式第20号（第58条関係）

作業環境測定機関業務規程届出書

①　作業環境測定機関の名称	
②　住所	郵便番号（　　） 電話（　　）
③　個人サンプリング法の実施の有無	有　無
④　作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場	1　第１号の作業場　2　第２号の作業場　3　第３号の作業場　4　第４号の作業場　5　第５号の作業場
⑤　業務規程を定めた日	年　月　日

年　月　日

申請者　㊞

厚生労働大臣
都道府県労働局長　殿

備考

1　厚生労働大臣の登録を受けた作業環境測定機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた作業環境測定機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。

2　③欄は、個人サンプリング法の実施の有無について、該当する文字を○で囲むこと。

3　④欄は、該当する番号を○で囲むこと。

4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附　則

（適用期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（準備行為）

第二条　この省令による改正後の作業環境測定法施行規則（以下「新規則」という。）第九条第二項の規定による登録証の書換え（新規則第六条第一号及び第四号に掲げる事項に関するものに限る。）の申請は、この省令の施行の日までの間に作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号。附則第四条第二項において「法」という。）第三十二条第三項に規定する登録講習機関（附則第三条において「登録講習機関」という。）が行う講習で都道府県労働局長が定めるもの（以下「特例講習」という。）を修了した場合には、この省令の施行前においても、新規則第九条第二項の規定の例により行うことができる。

2　新規則第五十六条第二項の規定による登録証の書換え（新規則第五十二条第一号に掲げる事項に関するものに限る。）の申請は、当該書換えを受けようとする者に属する作業環境測定士が特例講習を修了した場合には、この省令の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

3　新規則第六十条の規定による変更の届出は、当該届出を行おうとする者に属する作業環境測定士が特例講習を修了した場合には、この省令の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

第三条　特例講習を行った登録講習機関による講習修了証の交付は、この省令の施行前においても、新規則第二十七条の規定の例により行うことができる。

第四条　新規則第六条第一号及び第四号並びに第五十二条第一号に規定する事項に係る新規則第五十一条の九において準用する第三十八条の規定による申請は、この省令の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

2　厚生労働大臣は、前項の申請を行った者に対する法第三十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二十五条第一項後段の規定により認可を受けた場合における登録証の交付は、この省令の施行前においても、新規則第八条の規定の例により行うことができる。

（作業環境測定士に関する経過措置）

第五条　この省令の施行の際現に新規則第五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる者又は第五条の二の規定により第二種作業環境測定士となる資格を有する者は、新規則第六条第一号に規定する個人サンプリング法に係る科目を修了した場合には、同条第四号に規定する事項について新規則第七条に規定する登録又は新規則第九条第二項に規定する登録証の書換えを申請することができる。

（申請等に関する経過措置）

第六条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の作業環境測定法施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定によりされている申請、届出又は報告は、新規則による申請、届出又は報告とみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条　この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省令第六号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十一条の規定に基づき、経済産業省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十七日

経済産業大臣　梶山　弘志